

店舗の外観・内装の商標制度による 保護等における優先課題（案）

**令和元年9月
特許庁**

1. 優先課題

店舗の外観・内装の商標制度による保護に際して、
現状では想定していない以下の手続きを許容することとなるため、
商標審査基準の改訂に先立って、その方向性を決める必要がある。

課題

- (1) 立体商標の記載方法として
 - ・破線（権利化を求めない部分）の記載を許容する
 - ・願書の商標記載欄の表示として、立体商標を表す写真等の端が切れている表示を許容する
- (2) 複数の立体的形状の組合せからなる立体商標を許容する

2. 現状と対応の方向性

課題（1）立体商標の記載方法として、
破線（権利化を求めない部分）を許容する

商標制度小委員会での議論

（1）立体商標制度の見直し（省令改正）

ア. 店舗の外観・内装

店舗の外観・内装は、店舗スペースの制約等により完全に同一のデザインで展開することが事実上困難であるとの実情がある。そこで、立体商標を願書の商標記載欄に記載する際、権利化を求める部分と求めない部分とを描き分ける

（例えば、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く。）ことを認めてはどうか。これにより、一つの出願で、店舗の外観・内装を構成する特徴的な要素を権利化し、様々な店舗デザインの展開に資するものと考えられる。

イ. 店舗の外観・内装以外

店舗の外観・内装以外の立体的形状についても、願書の商標記載欄において権利化を求める部分と求めない部分とを描き分けることは、ユーザーのメリットとなると考えられることから、店舗の外観・内装以外の立体的形状からなる立体商標についても、ア. と同様の対応としてはどうか。



2. 現状と対応の方向性

課題（1）立体商標の記載方法として、
破線（権利化を求めない部分）を許容する

①現状

拒絶理由（3条1項柱書）に該当。

商標審査便覧41.100.02（抜粋）

立体商標が立体的形状のみからなり、図、写真が不鮮明であるため形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

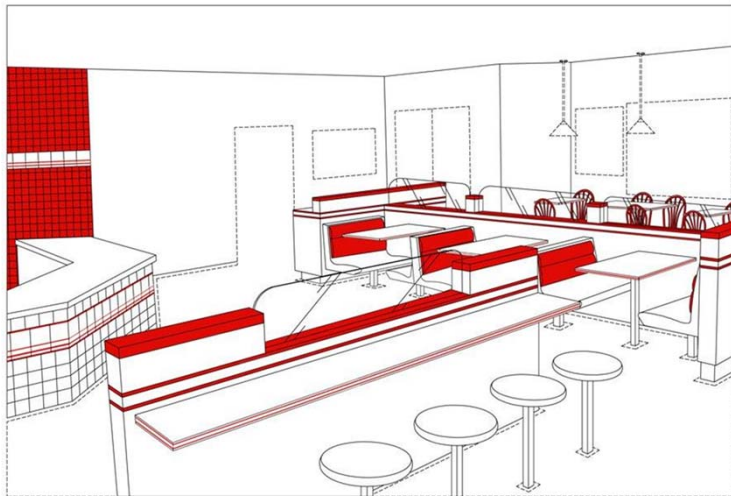
②対応の方向性

・一部を破線で記載した立体商標は、立体的形状の全体が特定されないととして、現状どおり、原則、商標法3条1項柱書に該当するとはどうか。

・ただし、店舗の内装のように、家具、什器、壁や床の装飾など、複数の立体的形状を組み合わせた構成からなる立体商標の場合は、権利化を求める立体的形状を明確にするため権利化を求めない立体的形状を破線で記載できることとはどうか。

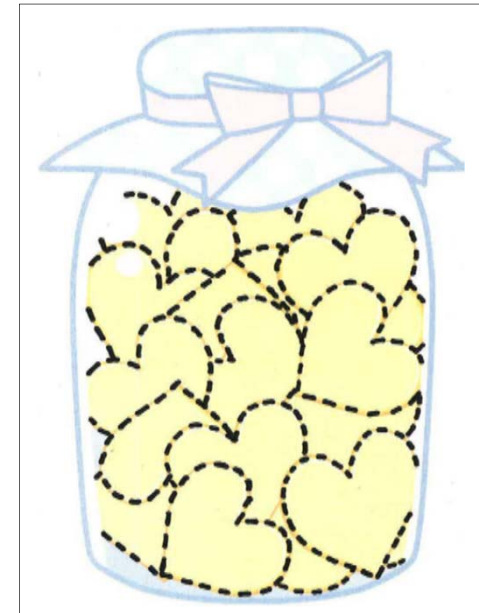
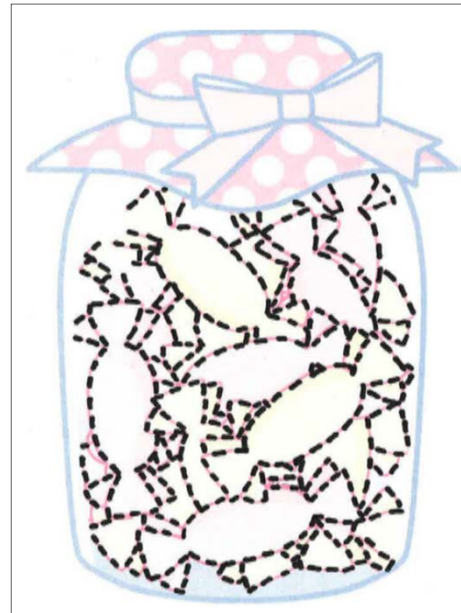
2. 現状と対応の方向性

破線の記載を許容する例



店舗の内装

(注) なお、外枠の破線及び床の破線は実線とみなす。
以下、同様



内容物について権利化を求めないなど、
立体的形状の輪郭全体が特定できる場合

2. 現状と対応の方向性

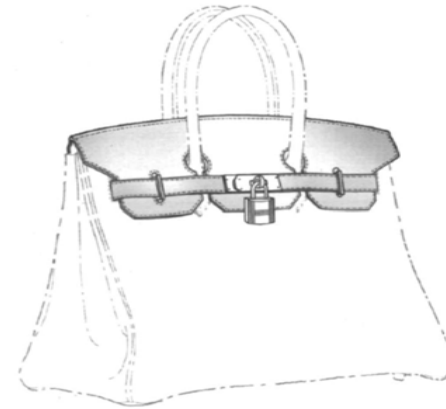
破線の記載を許容しない例

拒絶理由（3条1項柱書）に該当する例



建物の外観の輪郭の一部が破線で表され
立体的形状の全体が特定し得ない場合

【参考】過去の審決例



一部が破線で描かれた構成からなるものであり、立体商標全体の形状を把握できないとして3条1項柱書に該当するとされた例

(不服2004-65065)

2. 現状と対応の方向性

課題（1）立体商標の記載方法として、

願書の商標記載欄の表示として、立体商標を表す写真等の端が切れている表示を許容する

商標制度小委員会での議論

立体商標において、店舗の内装の端が商標記載欄に収まらない場合等の課題についても検討を行うべきではないか。ただし、位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標について、商標記載欄に表された店舗の内装の端が同欄に収まらない場合にも、標章が付される位置が明確に特定し得るかについて慎重に検討すべきではないか。



2. 現状と対応の方向性

課題（1）立体商標の記載方法として、

願書の商標記載欄の表示として、立体商標を表す写真等の端が切れている表示を許容する

①現状

拒絶理由（3条1項柱書）に該当。

商標審査便覧41.100.02（抜粋）

6. 立体商標の形状を示す写真の端が切れていることから、その全体の輪郭が明確に表示されておらず、その立体的形状の全体が特定し得ない場合の取り扱いについて。

・・・その立体形状の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成、態様を具体的に特定し得ないものであり、またそのような構成からなる立体商標が、商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられるものとは認められないことから、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

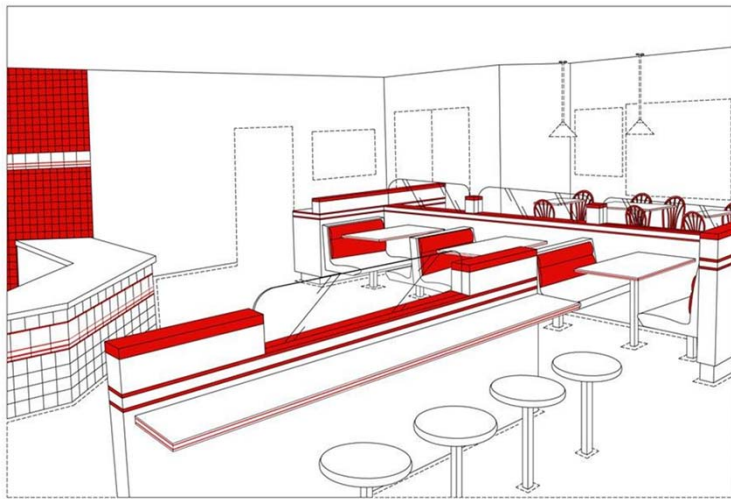
②対応の方向性

・立体商標を表す写真等の端が切れている表示で記載された立体商標は、立体的形状の全体が特定されないとして、現状どおり、原則、商標法3条1項柱書に該当するとしてはどうか。

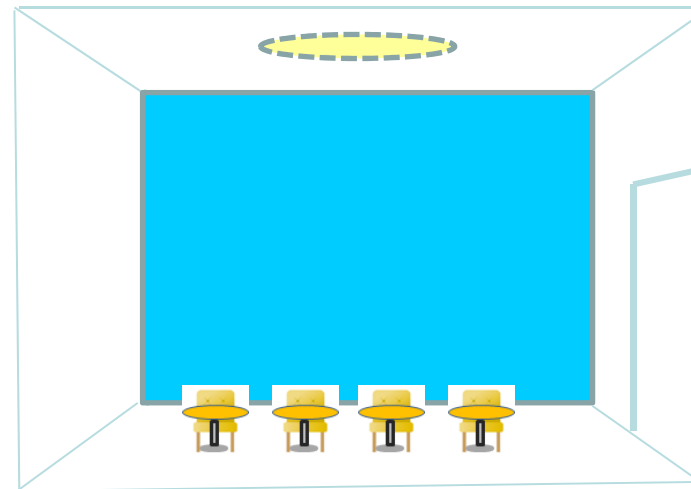
・ただし、例えば、店舗の内装のように、写真等の端が切れない表示で記載することが困難であって、かつ、写真の端が切れている記載であっても、商標の詳細な説明等により商標登録を受けようとする立体的形状が特定し得れば、立体商標を構成するものとして認めてはどうか。

2. 現状と対応の方向性

写真等の端が切れている表示を許容する例



店舗の内装



店舗の内装

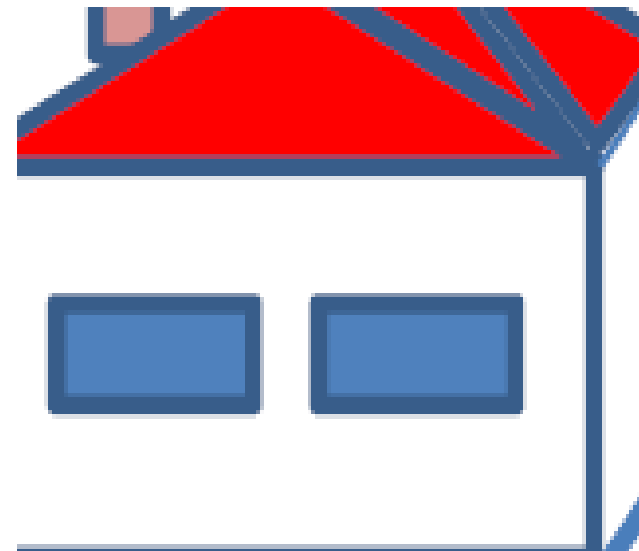
2. 現状と対応の方向性

写真等の端が切れている表示を許容しない例

拒絶理由（3条1項柱書）に該当する例



全体の輪郭が表示されておらず、立体的形状の全体が特定し得ない場合
(商標審査便覧41.100.02)



建物の外観全体の輪郭が表示されておらず、立体的形状の全体が特定し得ない場合

2. 現状と対応の方向性

課題（2）複数の立体的形状の組合せからなる立体商標を許容する

商標制度小委員会での議論

店舗の外観・内装の商標制度による保護等について

5. 対応の方向性

- （1）立体商標制度の見直し（省令改正）
- （2）立体商標等に関する審査運用の見直し

（家具、什器、壁や床の装飾など、複数の立体的形状を組み合わせた構成からなる店舗の内装を、立体商標として保護することが議論された。）



2. 現状と対応の方向性

課題（2）複数の立体的形状の組合せからなる立体商標を許容する

①現状

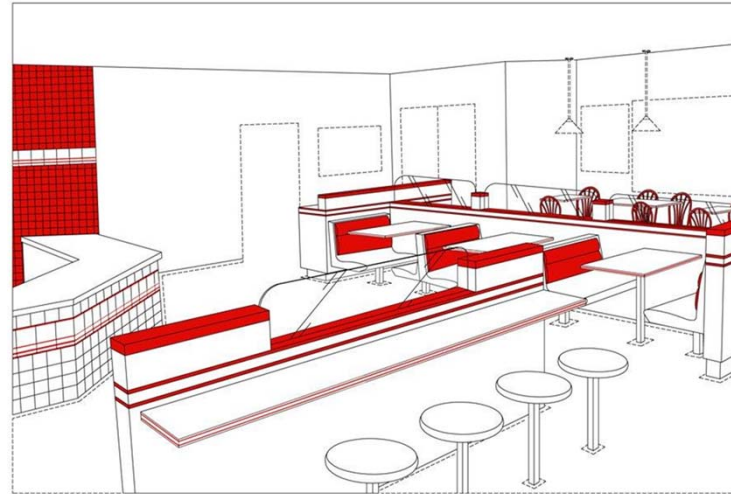
「複数の立体的形状の組合せからなる立体商標」について、
現行の商標審査基準、商標審査便覧において、具体的な記載はない。

②対応の方向性

- ・ 複数の立体的形状から構成される立体商標は、全体として一つの立体的形状を特定できないとして、原則、商標法3条1項柱書に該当するとはどうか。
- ・ ただし、「願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標」及び「商標の詳細な説明」から、例えば、店舗の内装のように、恒常的に一つの組合せを構成するとの印象を与え、全体として一つの立体商標を表示したものと特定できる場合は、本項柱書に該当しないとはどうか。

2. 現状と対応の方向性

複数の立体的形状の組合せを許容する例

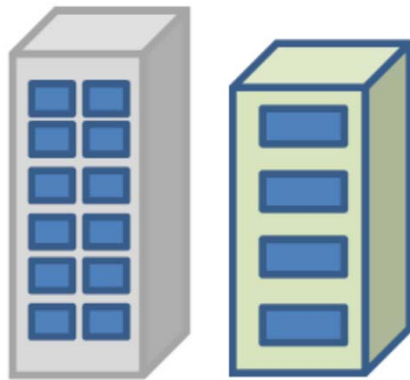


店舗の内装

2. 現状と対応の方向性

複数の立体的形状の組合せを許容しない例

拒絶理由（3条1項柱書）に該当する例



離れた建物の組合せ

【参考】過去の審査例



商願09-101458
指定商品「菓子」
6条1項の要件を具備しないとされた例



商願2001-14732
指定商品「菓子及びパン」
3条1項柱書の要件を具備しないとされた例